

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。  
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○土屋委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 立国社、尾辻かな子です。

ちよっと質問時間が短くなっております。簡潔な御答弁をいただければというふうに思います。きょうは、十月一日からの消費増税に伴っての九カ月間のキャッシュレス消費者還元事業のことについてお伺いをしていきたいというふうに思います。

ちなみに、大臣は今、キャッシュレスとかスマホ決済サービスとか、お使いになっているかどうか、これだけちよっとお答えいただいてもよろしいでしょうか。

○衛藤国務大臣 クレジットカード等については利用しておりますけれども、スマホ、スマートフォン決済については私は利用しておりません。

○尾辻委員 ありがとうございます。

最近、やはりスマートフォンを使った決済サービスを利用される方がぐんとふえております。ちなみに、きょうちよっと取り上げるのは、コ

ンビニエンスストアのファミリーマートなんですけれども、ここは実は、十一月一日の発表では、ファミペイというアプリがあつて、スマホ決済のアプリなんです。九月末の時点では三百七十万ダウンロードしたということを発表されていて、店頭で使われているスマホ決済は、ペイペイとかd払いがあるんですけども、これを抑えてファミペイがトップになったということなんです。それが、ではどうなっているかというところ、お手元資料を見ていただきますと、実は、経産省さんがほかの団体さんと一緒にやられているプレミアムフライデー、これはまだあつたのかという話も聞かれるんですが、プレミアムキャッシュレスフライデーということになりました。例えば、十月二十五日金曜日には、ファミペイで支払いをしていただくとブレンドコーヒーやアイスコーヒーの無料クーポンがもらえますよ、こういう宣伝をされているわけです。

じゃ、これはお得じゃないか、やはりこのファミペイやってみようか、そう思った方が、使うときに、実は、現金をチャージする方法というのは、これは二種類なんです。アプリをスマホの中に入れて、そして、店頭で、お店で現金でチャージをするか、クレジットカードでチャージをするか、クレジットカードでチャージする方法ってどんな方法があるんだろうということ、ホームページを見ると、一種類、「ファミマTカード（クレジットカード）のみとなります。」と。一種類だと言っているわけです。じゃ、このファミマTカードってどんなカード

だろう。裏面、めくってください。これが、ポケットカード株式会社がついているファミマTカードに対する説明であります。何かいろいろなポイントがあるんだよ、何%多くたまるよ、得だよと見えながら、実は、お支払い方法を見てほしいんですが、ファミマTカードは、お支払い金額を自由に決められる自由返済型のリボ払いカードだとリボ払い一択になっているんですね。

経産省にまずお聞きします。経産省が各団体とやられているキャンペーン、これは結局のところ、リボ払いカード、クレジットカードにつながるしまつている、結果的に。もちろん現金でチャージする方もいらっしゃるんですけども、こういったことになっていることをまず把握されていますでしょうか。

○島田政府参考人 お答えを申し上げます。

先ほど議員の御指摘のございましたファミリーマートで利用できるファミペイにひもづけられているファミマTカードでございますが、リボ払いの設定もできる、こういったものもキャッシュレスの還元制度の中に入っているということにつきましてには理解しているところでございます。

○尾辻委員 会員規約は、残高スライド元利定額方式、リボルビング払いというふうになっているんです。このカード一択しかないのは、私はやはり問題だと思えます。

いろいろな、もちろん、店頭に行つて、そしてパソコンで支払い方法は変えられますけれども、これが結局、政府が進めているキャッシュレスの中で、消費生活センターなんか問題にしている

リボ払いがふえる結果になるんじゃないかと非常に私は危惧をしているわけです。

なので、消費者庁にもお聞きしたいと思います。実態把握と注意喚起が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○坂田政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、キャッシュレス決済におきましては、リボ払いを活用した際に手数料がかさむ等の消費生活相談が寄せられているものと承知しております。

リボ払いに関しましては、これまで、消費者庁や国民生活センターにおいて、月々の支払いが一定に抑えられる一方で、支払い期間が長くなりがちであり手数料がかさむことや、定期的な支払いが続き残高がわかりにくくなることについて、利用者への注意喚起を図ってきたところでございます。

今後とも、リボ払い等のキャッシュレス決済に関する消費生活相談の実態を踏まえまして、経産省等の関係省庁との連携のもと、必要な注意喚起について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○尾辻委員 ぜひ実態把握と注意喚起、お願いしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。